

「循環型の住みよい環境づくり」
～ごみゼロばんげ～
の実現を目指して



平成28年4月
会津坂下町

第二次会津坂下町ごみ処理基本計画

【目 次】

第1章	計画策定のねらい	1
	1 計画策定の背景と趣旨	
	2 計画策定の位置づけ（計画の性格及び役割）	
	3 計画期間（計画の期間及び目標年次）	
	4 整備組合との連携	
第2章	循環型社会を取り巻く現状と重点課題	3
	1 循環型社会に関連する法体系	
	2 ごみ処理事業の沿革	
	3 ごみ排出等の推移	
	4 中間処理及び最終処分の現状（整備組合関係）	
	5 廃棄物の減量化及び再資源化の施策	
	6 ごみ処理収集運搬体制の現状	
	7 第1次ごみ処理基本計画の評価と重点課題について	
第3章	計画の方向性と枠組み	15
	1 基本理念	
	2 基本方針	
	3 人口・ごみ量の将来推計	
	4 計画の目標値	
第4章	「循環型の住みよい環境づくり」を実現するための施策	18
	1 基本施策	
	1. 1 住民及び事業者と行政の協働した取り組みの推進	
	1. 2 ごみを発生させない（リデュース）取り組みの推進	
	1. 3 住民と事業者によるリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の促進	
	1. 4 安全・安心で安定・継続したごみ処理の確立	
	2 重点施策	
	2. 1 環境美化の取り組み	
	2. 2 ごみの減量・資源化に向けた意識の高揚と行動の促進	
	2. 3 生ごみの減量・資源化の地域特性に応じた取り組み	
	2. 4 中間処理及び最終処分の取り組み（整備組合との連携）	
第5章	計画の推進	32
	1 計画の周知と組織体制	
	2 計画の進行管理	
	3 国、県及び周辺市町村との連携	
付 録	関係用語集	33

第1章 計画策定のねらい

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成16年11月に「第一次会津坂下町ごみ処理基本計画」を策定し、住民及び事業者と行政が一体となり「循環型の住みよい環境づくり ごみゼロばんげ」の実現に向け、ごみの減量とリサイクル率の向上に関する様々な施策を展開してきました。

平成22年10月からは、家庭系ごみ処理の有料化を実施し、環境に関する住民の意識が高まり、ごみ排出量が減少するなど大きな成果を得ることができました。

しかしながら、平成24年度以降の1人1日あたりのごみの排出量は、再び増加傾向に転じ、リサイクル率についても横ばい傾向にあります。

国においては、「ごみ処理計画策定指針（平成20年・平成25年）」をはじめ、「廃棄物処理法の基本方針の変更（平成22年）」、「第4次環境基本計画（平成24年）」、「第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年）」が策定され、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成25年）」も施行されるなど、ごみ・資源を取り巻く国内の情勢が変化しています。

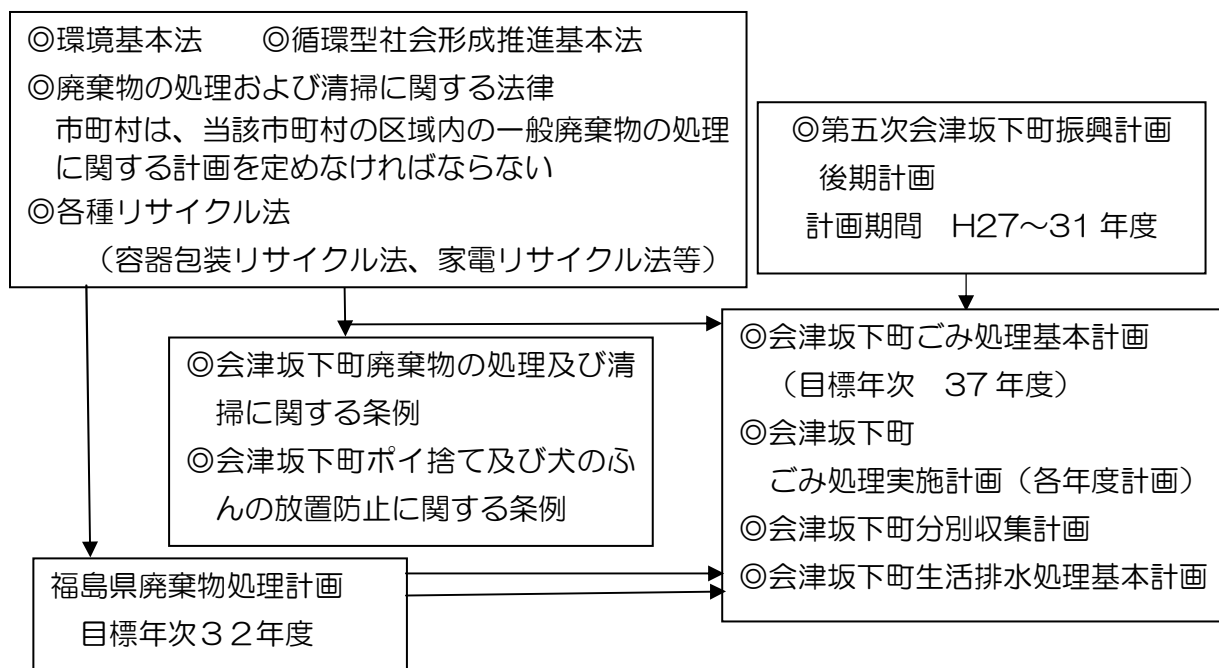
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災等を背景に災害時に対応したごみ処理の重要性が高まってきました。

このような本町のごみ処理を取り巻く状況を踏まえ、計画策定から10年が経過したことから、「循環型の住みよい環境づくり ごみゼロばんげ」の実現のため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R（スリーアール）を主体とした取り組みを、住民及び事業者と行政が一体となって取り組み、さらなるごみの減量と資源化を図るための指針として策定しました。

2 計画策定の位置づけ（計画の性格及び役割）

- 1) 本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく「ごみ処理基本計画」であり、上位計画である第五次会津坂下町振興計画及び各計画の方針や施策と整合性を保つものとします。
- 2) 会津坂下町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、会津坂下町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例の目的、理念を尊重し、本計画に反映させます。
- 3) 今後、本計画及び循環型社会形成推進基本法をはじめとした各リサイクル関連法に基づく施策を実施し、ごみの発生抑制、減量化等循環型社会の形成を推進します。
- 4) 循環型社会の構築には、行政が実施する施策だけでは不可能です。住民・事業者・行政が、お互いに支援・協力・連携し、一体となって取り組んでいかなければなりません。本計画は、これら協働の仕組みをもとに、それぞれに役割を分担しながら実行していくものとし、会津坂下町全域を対象とします。

【本町における一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け】



3 計画期間（計画の期間及び目標年次）

本計画では、下図に示す関連計画の計画期間を考慮して、平成 37 年度（西暦 2025 年度）を目標年度とし、平成 28 年度～平成 37 年度までの 10 年間とします。

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
第二次会津坂下町ごみ処理基本計画														
前期計画期間							後期計画期間							
町分別収集計画(七訂版)														
町第五次振興計画(後期基本計画)														
町生活排水処理基本計画														

なお、5 年後の平成 32 年度を中間目標年度とし平成 37 年度を目標年度とします。

本計画は中間目標年度をめどに見直すとともに社会経済情勢に大きな変化があった場合に随時見直しを行うものとします。

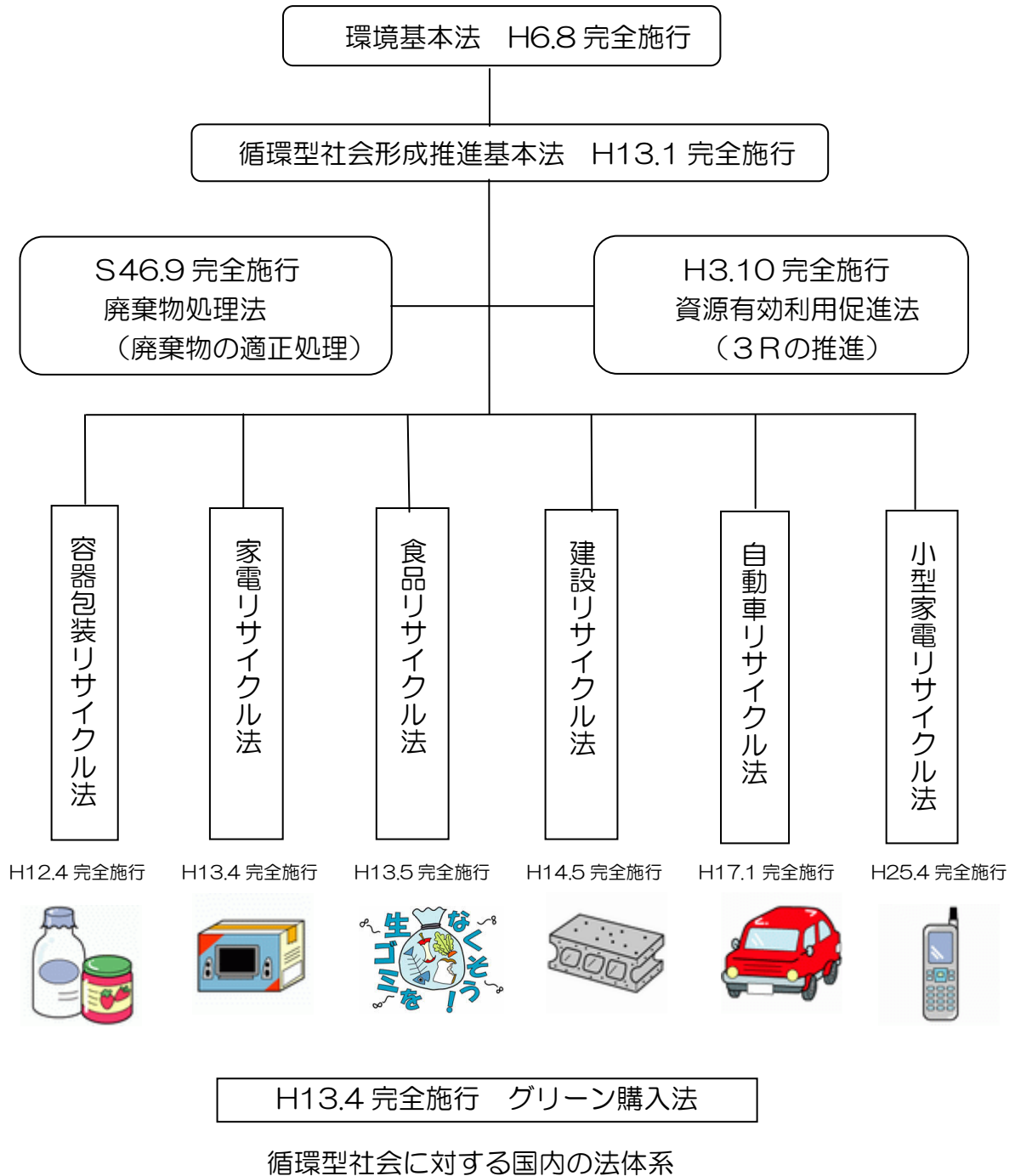
注) 会津坂下町生活排水処理基本計画は、平成 26 年 12 月に策定（上下水道班担当）

4 整備組合との連携

会津坂下町は会津管内 10 市町村で構成する会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」という。）に加盟しており、ごみ処理を共同で実施していることから、本計画策定にあたり、組織市町村及び整備組合で、計画内容の相互における調整を行うものとします。

第2章 循環型社会を取り巻く現状と重点課題

1 循環型社会に関連する法体系



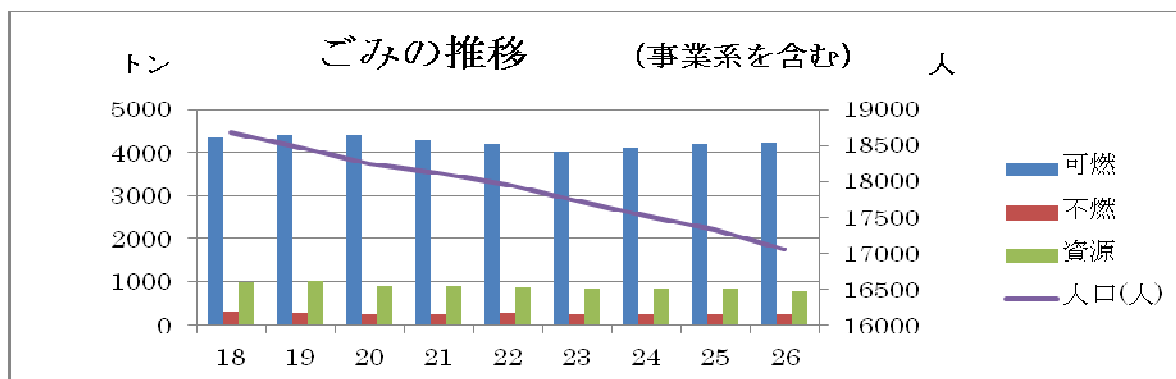
2 ごみ処理事業の沿革

年度	整備組合関係	減量化・資源化関連	一般的事項
S29			清掃法施行
S39			会津坂下町清掃施設条例施行
S40	会津若松市外3町4ヶ村衛生組合設立		
S45	会津地区広域事業組合に名称変		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
S47	事業組合ごみ焼却施設完成	片門最終処分場供用開始	会津坂下町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
S48	会津坂下町が事業組合に加入	片門最終処分場使用の中止	
S52	ごみ破砕処理施設完成		
S60			会津坂下町資源回収報奨金交付要綱施行
S63	事業組合ごみ焼却施設完成		
H3		ごみ堆肥化容器購入補助金交付開始	
H4		可燃ごみの指定袋開始	会津坂下町環境美化推進員設置要綱施行
H7		分別収集開始	
H8		ごみ減量化協力店認定制度開始	
H9		缶、ビン、紙の分別開始 不燃ごみの指定袋開始	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）一部施行
H10			会津坂下町資源回収報奨金交付要綱施行
H11			資源ごみ価格低落により、業者に対する資源回収報奨金交付開始
H12		ペットボトル分別回収開始	会津坂下町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例施行 容器包装リサイクル法完全施行
H13			家電リサイクル法及び食品リサイクル法施行
H14	事業組合ごみ焼却施設改造工事竣工（ダイオキシン対策）	白色トレイ回収開始	ISO14001 認証取得 建設リサイクル法施行
H16			第一次会津坂下町ごみ処理計画策定
H17			自動車リサイクル法施行
H21	施設整備に係る基金積立開始		
H22		家庭系ごみ処理有料化開始	廃棄物処理法の基本方針の変更
H25			第3次循環型社会形成推進基本計画策定及び小型家電リサイクル法法律施行
H26	中間処理施設整備に係る基本計画検討委員会発足		

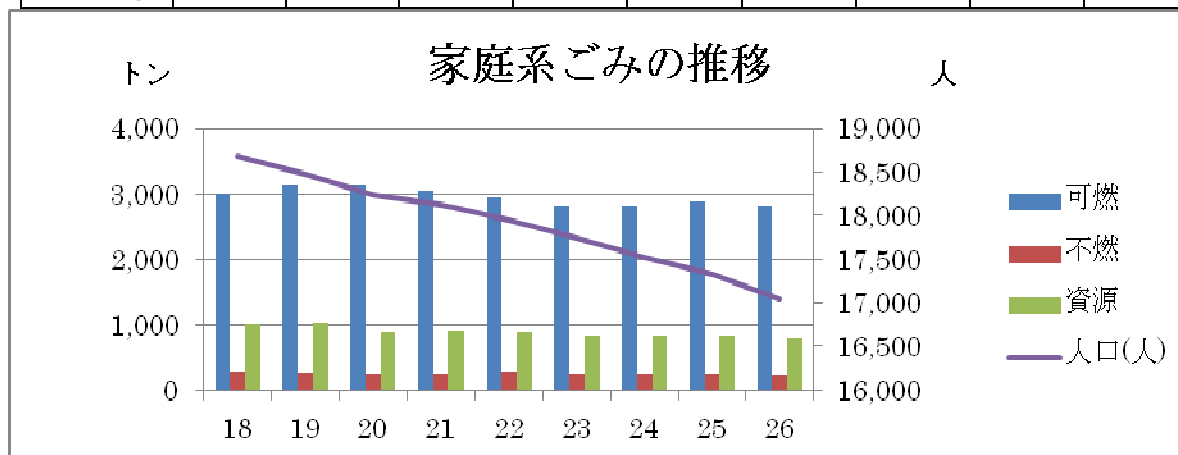
3 ごみ排出等の推移

(1) ごみ全体排出量

本町のごみ排出の推移は、人口減少とは逆に平成17年度まで微増し続け、平成18年度に町指定袋の徹底とプラ収集を週1回にしたことにより、若干減少し、平成19年度は再び増加しました。その後、平成22年度にごみ有料化が実施されたことにより平成23年度は大きく減少しましたが、平成24・25年度は増加傾向を示し、平成26年度は再び減少しました。



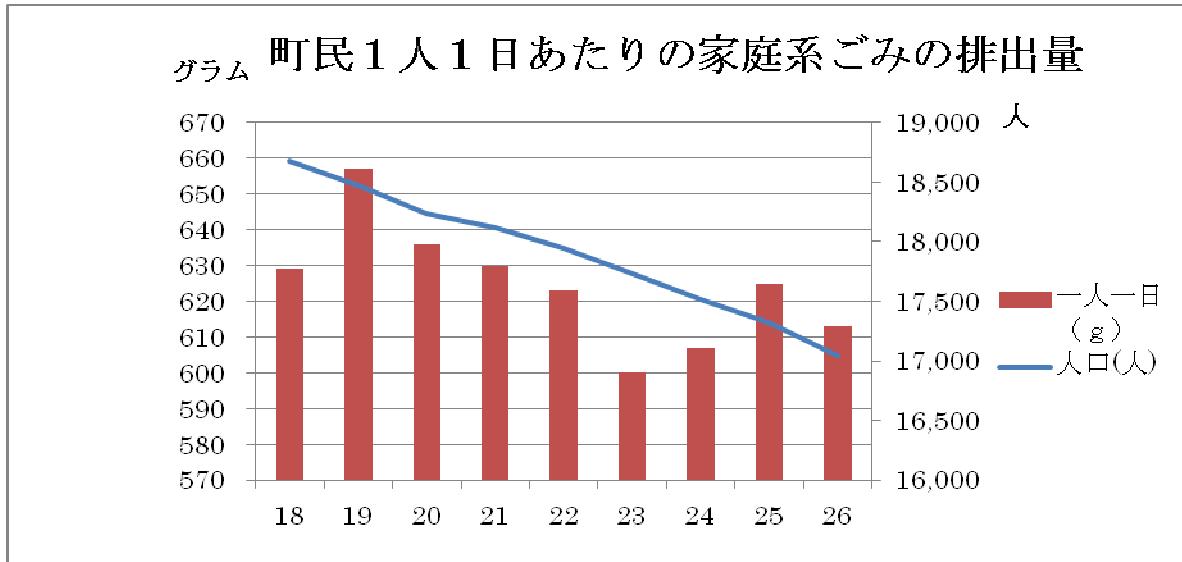
区分年	18	19	20	21	22	23	24	25	26
可燃(t)	4,343.67	4,416.29	4,418.87	4,281.90	4,201.20	4,006.11	4,102.98	4,256.35	4,212.09
不燃(t)	289.72	269.01	244.74	237.60	281.40	247.70	241.16	238.84	225.55
資源(t)	995.13	1,034.11	880.07	888.66	866.10	832.65	833.97	840.63	787.67
合計(t)	5,628.52	5,719.41	5,543.68	5,408.16	5,348.70	5,086.46	5,178.11	5,335.82	5,225.31
人口	18,678	18,468	18,239	18,121	17,950	17,734	17,514	17,321	17,043
1人1日あたり排出量(g)	825.60	848.47	832.73	817.66	816.37	785.80	807.80	843.98	839.98



区分年	18	19	20	21	22	23	24	25	26
可燃(t)	3,003.20	3,123.44	3,124.07	3,039.71	2,931.99	2,809.73	2,818.07	2,870.30	2,805.88
不燃(t)	288.68	267.83	241.46	236.70	279.16	246.09	239.84	237.86	224.29
資源(t)	995.13	1,034.11	880.07	888.66	866.10	832.65	833.97	840.63	787.67
合計(t)	4,287.01	4,425.38	4,245.60	4,165.07	4,077.25	3,888.47	3,891.88	3,948.79	3,817.84
人口	18,678	18,468	18,239	18,121	17,950	17,734	17,514	17,321	17,043

(2) 町民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量

町民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は、平成18年度に減少したものの、平成19年度には656.51gで過去最大の排出量となりました。その後、ごみ有料化の実施に伴い平成23年度まで減少したものの、平成24年度から再び増加傾向にありましたが、平成26年度は再び減少しました。



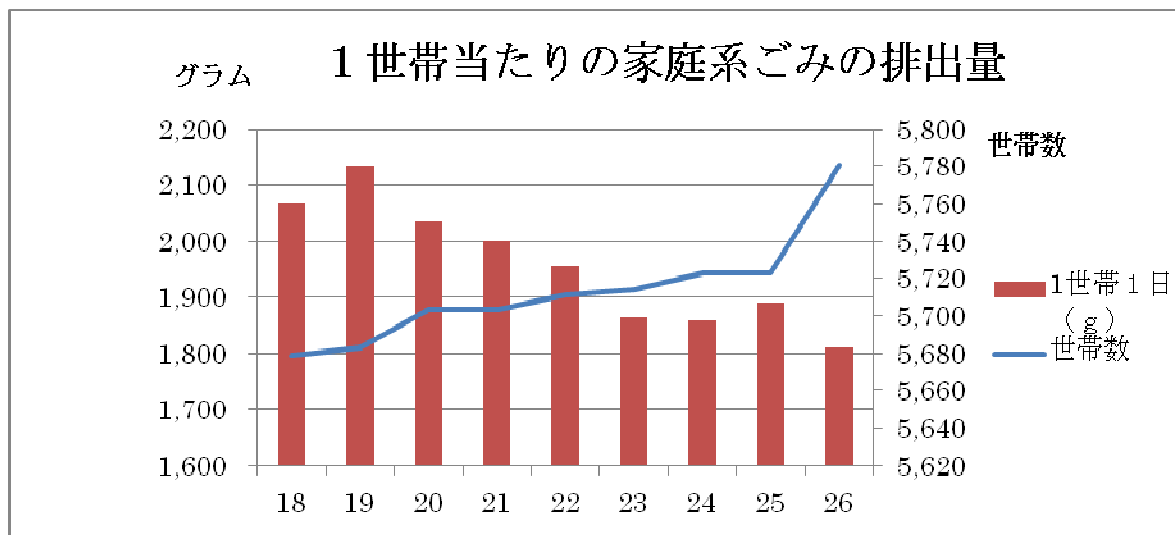
ごみ量単位:t

年度区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26
家庭系ごみ	4,287.01	4,425.38	4,245.60	4,165.07	4,077.25	3,888.47	3,891.88	3,948.79	3,817.84
年日数	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口(人)	18,678	18,468	18,239	18,121	17,950	17,734	17,514	17,321	17,043
一人一日(g)	628.82	656.51	635.99	629.72	622.31	600.73	607.14	624.59	613.73



(3) 1世帯当たりの家庭系ごみの排出量

平成19年度から世帯数は微増し続け、1世帯当たりの家庭系ごみの排出量は、平成19年度から平成23年まで減少し続けました。平成24年度から再び増加傾向にありましたが、平成26年度は再び減少しました。

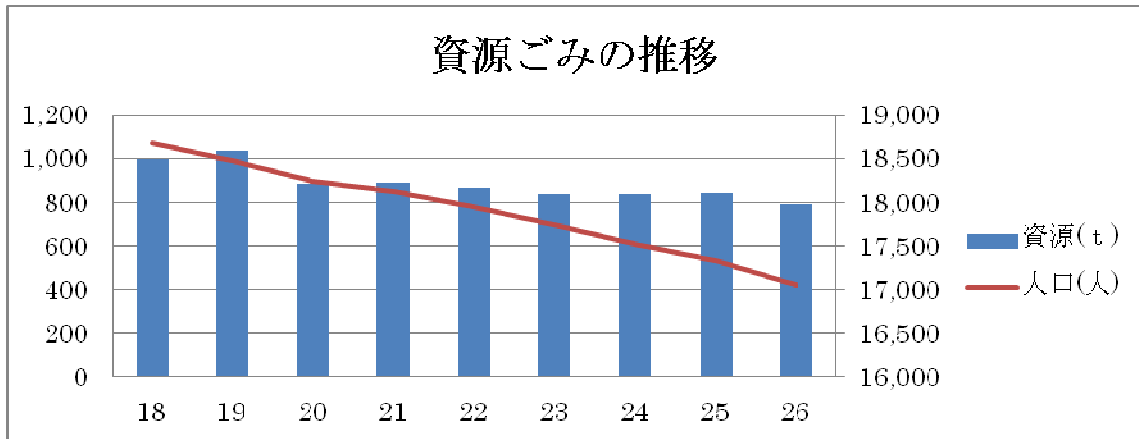


年度区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26
家庭系ごみ(t)	4,287.01	4,425.38	4,245.60	4,165.07	4,077.25	3,888.47	3,891.88	3,948.79	3,817.84
年日数	365	365	366	365	365	365	366	365	365
世帯数	5,679	5,683	5,703	5,703	5,711	5,714	5,723	5,723	5,781
1世帯1日(g)	2,068	2,133	2,034	2,000	1,955	1,864	1,858	1,890	1,810



(4) 資源ごみの推移

資源ごみについては、平成19年度の1,034.11トン进行ピークに、ごみの排出総量と比例し、微減傾向にあります。



年度/区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26
資源ごみ(t)	995.13	1,034.11	880.07	888.66	866.10	832.65	833.97	840.63	787.67
人口	18,678	18,468	18,239	18,121	17,950	17,734	17,514	17,321	17,043

(5) ごみ排出量とリサイクル率

家庭系ごみのリサイクル率は、平成19年度の23.37%をピークに、20%から21%台で推移しています。



※ごみ総量は家庭系ごみのみ

年度/区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26
資源ごみ	995.13	1,034.11	880.07	888.66	866.10	832.65	833.97	840.63	787.67
ごみ総量	4,287.01	4,425.38	4,245.60	4,165.07	4,077.25	3,888.47	3,891.88	3,948.79	3,817.84
率 (%)	23.21	23.37	20.73	21.34	21.24	21.41	21.43	21.28	20.63

事業系を含むごみのリサイクル率は、平成19年度の18.08%をピークに、15%から16%台で推移しています。

※ごみ総量は事業系ごみを含む

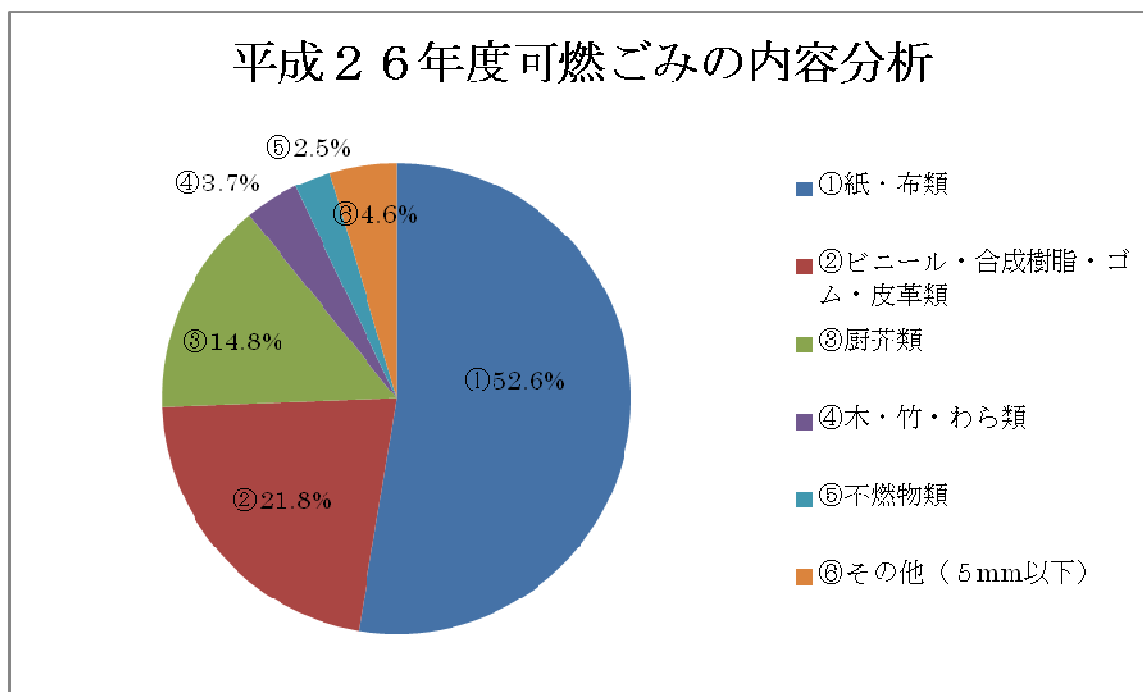
年度/区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26
資源ごみ	995.13	1,034.11	880.07	888.66	866.10	832.65	833.97	840.63	787.67
ごみ総量	5,628.52	5,719.41	5,543.68	5,408.16	5,348.70	5,086.46	5,178.11	5,335.82	5,225.31
率 (%)	17.68	18.08	15.87	16.43	16.19	16.36	16.10	15.75	15.07

全国平均 19.0% (H25)

県平均 13.8% (H25)

(6) ごみ質の現状

ごみ質の現状を知る上で、可燃ごみの内容分析が下の円グラフになります。紙・布類が52.6%と最も多く、次にビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の21.8%、厨芥類の14.8%と続き、この3種類で全体の90%を占め、単位容積重量は、水分が50.6%、可燃ごみが41.4%、灰分が8.0%で、水分が約半分を占めています。



(可燃ごみ内容分析) 平成27年度整備組合環境センター資料】 単位:%

区分 / 年度	24	25	26
①紙・布類	56.0	53.6	52.6
②ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	22.0	20.5	21.8
③厨芥類	13.8	16.7	14.8
④木・竹・わら類	3.0	2.8	3.7
⑤不燃物類	2.1	0.7	2.5
⑥その他(5mm以下)	3.1	5.7	4.6



(7) 家庭系ごみ処理経費の推移

収集運搬委託費については、45,000千円前後で推移し、整備組合負担金は約1億円前後で推移しています。また、人口1人当たりのごみ処理経費は、8千円台で推移しています。

単位：千円

年度/区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26
集団回収・行政区報奨金	1,265	1,286	1,144	1,102	1,205	1,420	1,448	1,327	1,278
収集運搬委託	44,436	46,011	46,776	45,223	45,771	45,675	45,363	45,742	46,958
ごみ・し尿処理負担金	107,890	105,123	100,147	102,526	95,596	101,844	94,179	96,170	101,153
合計	153,591	152,420	148,067	148,851	142,572	148,939	140,990	143,239	149,389
人口(人)	18,678	18,468	18,239	18,121	17,950	17,734	17,514	17,321	17,043
一人当たり経費	8	8	8	8	8	8	8	8	8

(8) 家庭系ごみ処理の有料化について

平成22年10月から家庭系ごみ処理の有料化が実施され、ごみ袋販売手数料と整備組合へ直接搬入した際の手数料を合わせ年間約1千4百万円の手数料収入が見込まれます。平成25年度は、消費税増税に伴う駆け込み需要のため突出しています。

ごみ処理手数料については、今後予定される新たなごみ処理施設の建設負担金に備えた基金の積立てと、ごみ減量化事業へ充当しています。

単位：千円

年度	H22	H23	H24	H25	H26	合計
基金積立実績額	10,316	14,327	14,645	16,956	14,223	70,467



4 中間処理及び最終処分の現状（整備組合関係）

ごみの中間処理及び最終処分については、現在、会津坂下町が加盟している整備組合において、構成市町村から排出されるごみも含めて適正に処分されていることから、今後も整備組合と連携を取りながら処理を進めていきます。

川ざらい汚泥については、平成23年の原発事故後、最終処分場に搬入できないため、町有地に仮置きしています。

ごみ焼却処理施設は昭和63年に建設して27年が経過し、ごみ破碎処理施設においては昭和53年に建設して37年が経過しており、それぞれ老朽化が進んでいることから、新たな処理施設の建替を計画しています。

最終処分場については、現在の沼平最終処分場が平成32年度に埋め立て完了する見込みとなっており、平成33年度の新たな最終処分場の供用開始に向け準備を進めております。

5 廃棄物の減量化及び再資源化の施策

（1）住民への啓発事業

全世帯に、ごみの分別早見表及びごみ収集カレンダーを配布しています。

（2）家庭系ごみ減量化報奨金制度

家庭系ごみの分別収集の徹底を図り、ごみ減量化の推進と資源ごみの効率的なリサイクルを目的に支給しています。

（3）コンポスト等購入者への補助金

一般家庭から出されるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機（コンポスト・EMバケツ・電動式生ごみ処理機）を購入した場合に補助金を交付しています。

（4）環境美化推進員報償金制度

ごみ出しに関する指導と集積所の管理補助及び、不法投棄の監視等の報償金として支給しています。

（5）各種団体による資源回収報償金制度

P T Aや婦人会などの団体が資源回収を行った際に報償金を支給しています。

6 ごみ処理収集運搬体制の現状

（1）家庭系ごみ

家庭から排出されるごみは、燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみに分別し、資源ごみは14種類（アルミ缶・スチール缶・空き瓶無色・空き瓶茶色・空き瓶その他・ペットボトル・プラスチック製包装容器・紙パック・ダンボール・雑誌広告・新聞・雑紙・古布・てんぷら廃食油）に分別されます。収集運搬は委託業者によって行われ、可燃ごみ、不燃ごみは町指定のごみ袋で排出し、資源ごみは、ごみステーションでコンテナを使って排出を実施しています。

また、粗大ごみの収集運搬は、町内の分別業者によって行われています。なお、引っ越しや災害などの特別な事情で多量にごみが発生した場合に限り、整備組合への直接搬入を許可制により実施しています。

(2) 事業系ごみ

事業者から排出されるごみは、燃やせるごみと燃やせるごみ以外に分別し、許可業者による収集もしくは整備組合への自己搬入となっています。

7 第一次ごみ処理基本計画の評価と重点課題について

第1次ごみ処理基本計画では、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを主体とした取り組みを、住民・事業者・行政が一体となり、循環型社会を構築するための施策を示し、1人当たりのごみの排出量とリサイクル率の計画目標を平成27年度に設定しました。

このことから、計画目標値の成果と目標達成のための活動及びその評価については次の通りです。

(1) ごみ処理目標値の成果

項目	H26	H27		
	実績値	目標値	予測値	達成見込
1人1日当りの排出量(g/人・日)	839	784	843	×
1人1日当り家庭系ごみの排出量(g/人・日)	613	599	619	×
リサイクル率(%)	20.63	26.00	21.00	×

(2) 個別活動の評価

① 3R（廃棄物の発生抑制・廃棄物の再使用・廃棄物の再生利用）の促進

3Rの取り組みとして、レジ袋の有料化や買い物袋持参の啓発に努め、事業者への簡易包装の取り組みや使い捨て容器の使用自粛を促すとともに、リサイクルショップや古書店などの再使用ルートの情報提供と、イベントに合わせたリユース食器の使用を促すことで再使用の推進と意識の啓発を行いました。また、リサイクル率の向上を図るため、住民の協力を得ながら可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみに分類し分別の徹底を図るとともに、各地区、各種団体による集団回収の取り組みによりごみ減量化、再資源化に協力頂いた団体に、報償金を交付し支援しました。

活動の評価として、第1次計画で施策に掲げていた生ごみ処理については、生ごみから作られた堆肥の循環の仕組みづくりについていまだ達成できておらず、引き続きの課題となりました。

また、平成22年10月に家庭系ごみの有料化が実施されましたが、完全実施となった平成23年度には、平成21年度と比べ約6.6%の減少となり、1人1日あたりのごみの排出量は600.73gと目標値に近いものとなりました。これはごみ有料化を契機として住民の方々が分別に取り組み、ごみになるものの購買をしないという意識をもって頂いたことで減量化につながったものと考えられますが、平成24年度には再び増加傾向となり、第1次計画当初のごみ量及びリサイクル率の目標は未達成となる見込みです。

ごみ量が増加に転じた要因としては、世帯数の増加や震災の影響、経済動向なども一因と考えられます。

② 排出・収集運搬体制

収集運搬体制については、地域の方々と連携して、分別の徹底と排出ルールを定め、効率的に実施しました。

③ 事業系ごみ対策

事業系ごみは、事業者自らが許可業者へ収集運搬を委託し、整備組合へ搬入し処分手数料を納入することにより、適正な分別・運搬の徹底を図っています。中でも、スーパーから排出されるごみは同種の資源物がまとまって排出され、資源化に取り組みやすいことから、生ごみ等のリサイクルに取り組んでいます。しかし、一部の飲食店等から排出されるごみの中に、事業系ごみと家庭系ごみの混入が見られました。

④ 整備組合での処分

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分別し中間処理場と最終処分場で適正に処分されていますが、焼却施設等の老朽化による施設の維持管理と建て替えが喫緊の課題となっています。

⑤ まち美化対策の強化

環境美化推進員の活用とアダプトプログラムを活用した啓発により、各種団体による自主的な花の植栽と、行政区における花いっぱい運動の推進により環境美化活動の輪を広げました。

⑥ 不法投棄・ごみのポイ捨て対策

不法投棄パトロールによる定期的な監視と清掃活動の継続及び、監視カメラ並びに看板設置により不法投棄の抑止効果を図ってきましたが、不法投棄、ごみのポイ捨ては後を絶たず、大きな減少には至りませんでした。

⑦ 啓発及び環境学習・協働のしくみ

保健委員会総会や環境美化推進員の研修、広報紙等を通してごみの減量と環境美化に関する情報の共有を図ってきましたが、ごみ分別に取り組めていない住民や環境美化に対する意識の低い住民もいることから、転入者や未取り組み者への啓発不足がありました。

(3) 重点課題

重点課題1 更なるごみの減量・資源化に向けた細やかな対応について

可燃ごみの内容分析の結果から、紙・布類の占める割合が約52%でビニール・合成樹脂等が約21%と多く、紙類・ビニール合成樹脂の資源化への取組を促進するため、更なるごみ分別の徹底が必要であります。

また、生ごみが占める割合は、約14%で水分を多く含み腐敗しやすい特徴があり、臭気や衛生面で取り扱いが難しいことから、住民に負担なく減量・資源化ができることが望ましく、そのため、全世帯一律の取組を行うのではなく、住居形態や地域特性に応じた取組の構築が必要であります。



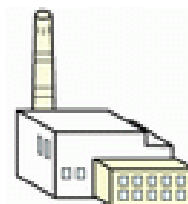
重点課題2 不法投棄対策について

不法投棄を防止するため、定期的なパトロールの実施と看板の設置により不法投棄の抑止効果を図っています。不法投棄された廃棄物は、適切な回収・分別を行っていますが、本来使用した方が処分料を支払って処分すべきものを、町の負担で処分しなければならないことが大きな問題であります。



重点課題3 長期的視点に立った処理体制の確立について

整備組合では、廃棄物処理施設の老朽化が進んでいることから維持管理と更新が課題となっています。それらの整備には多額の費用が必要であり、そのためにも、ごみ減量への啓発活動と、ごみ処理手数料を活用した廃棄物処理施設建設のための確実な基金の積み立てが必要であります。



第3章 計画の方向性と枠組み

1 基本理念

ごみ処理基本計画は、会津坂下町の廃棄物行政の基本的な方向を示すもので、本町の環境分野における個別計画となっています。

平成16年に策定した第1次ごみ処理基本計画の基本方針や施策等は継承し、更なるごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）である3Rの推進と適正処理の徹底により、循環型の住みよい環境づくり～ごみゼロばんげ～の実現を目指して改定を行いました。

2 基本方針

基本方針1 住民及び事業者と行政の協働した取り組みの推進

「循環型の住みよい環境づくり」を目指していくために、住民及び事業者と行政の協働した取り組みにより、それぞれが目標や課題を共有化した中で積極的に行動することで、ごみの減量・資源化に大きな効果を発揮することができます。



基本方針2 ごみを発生させない（リデュース）取り組みの推進

ごみを出さない取り組みを引き続き重視しつつ、消費者が必要なものを必要なぶんだけ購入することや、事業者が製造段階等でのごみ減量の取り組みを促します。

基本方針3 住民及び事業者によるリユース（再使用） ・リサイクル（再生利用）の促進

ごみを分別して出せば、再び資源として利用できるものもあり、資源を再利用できる仕組み作りについて促進します。

基本方針4 安全・安心で安定・継続的な処理の確立

ごみ処理については、効率的な収集運搬体制を構築し、町で収集したごみは、整備組合で安全かつ適正に処理します。



3 人口・ごみ量の将来推計

(1) 人口の将来推計

ごみの総量を算出するため、まず計画期間の人口を推計する必要があります。

町の人口は減少傾向にあり、住民基本台帳法を基に推計した結果では、平成32年には15,394人、平成37年には14,578人になるものと予測されます。

	H27	H32	H37
推計人口	16,374	15,394	14,578

【人口の将来予測はコーホート要因法による】

(2) ごみ量の将来推計

人口推計を基に算出したごみの総排出量は、人口の減少に伴い減少傾向にあり、住民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は横ばい傾向が予測されます。

① 1人1日あたりのごみ排出量の推計及び実績（単位：g）

	実績・推計(事業系含)	実績・推計(家庭系)
H27	843	619
H32	856	617
H37	872	616

② ごみの総排出量の推計及び実績（単位：t）

	実績・推計(事業系含)	実績・推計(家庭系)
H27	5,082	3,699
H32	4,849	3,466
H37	4,659	3,276

【ごみ処理施設構造指針解説により過去の実績に基づき推計】



4. 計画の目標値

(1) 1人1日あたりのごみ排出量

本計画では、1人1日あたりのごみの排出量の目標値を、事業系含みで797g、家庭系のみで583gと定めます。

※基準年度を平成26年度とし、目標年度におけるごみの排出量は基準年度から5%削減する。

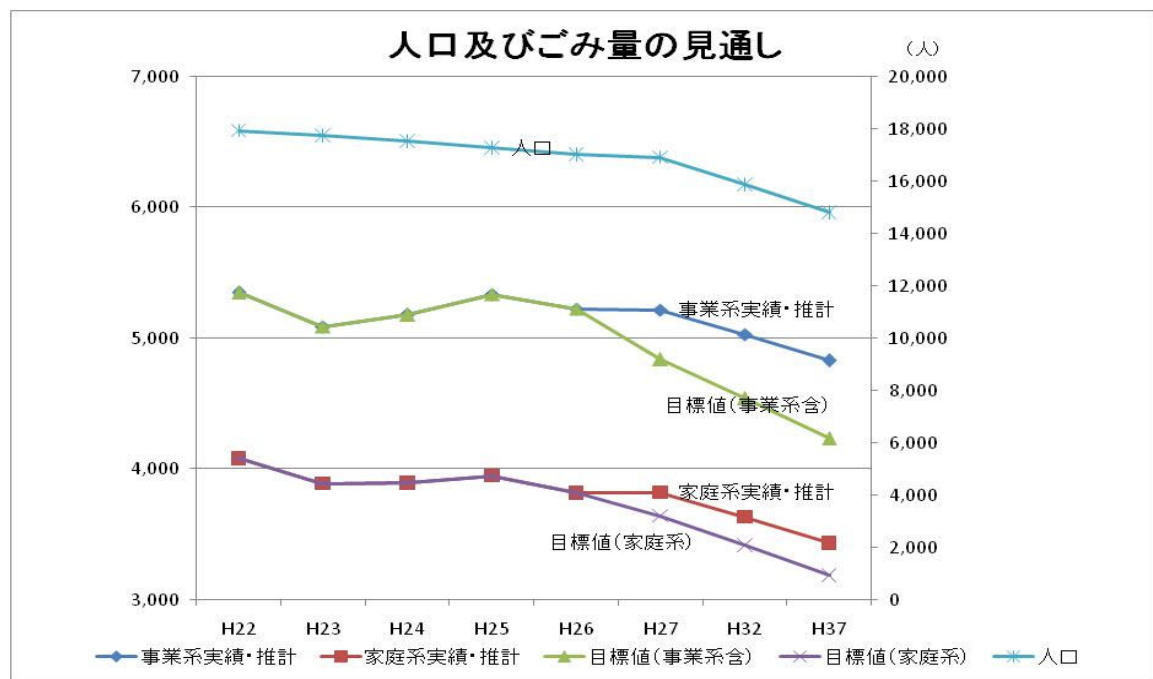
事業系含みのごみ排出量：839.98g×95%=797.98g

家庭系ごみ排出量：613.73g×95%=583.04g 【5%削減は国の基本方針に準拠】

(2) リサイクル率

家庭系ごみのリサイクル率については、平成19年度をピークに微減傾向が続いています。

本計画では、目標のリサイクル率を26%に設定します。【町振興計画に準拠】



【目標達成のための抑制量等】

区分/年度	単位	平成26年度		平成37年度		
		実績値	1人1日当 g/人・日	推計値 A	目標値 B	1人1日当 g/人・日
人口	人	17,043		14,578		
家庭系ごみ	t	3,817.84	613.73	3,276.43	3,102.13	583.00
事業系ごみ	t	1,407.47	226.25	1,382.83	1,138.69	214.00
排出量	t	5,225.31	839.98	4,659.26	4,240.82	797.00
資源ごみ	t	787.67		691.98	806.55	
リサイクル率	%	20.63		21.12	26.00	

※リサイクル率は、家庭系ごみに占める資源ごみの割合を表示。

第4章 「循環型の住みよい環境づくり」を実現するための施策

前章のごみ減量化・再資源化目標を達成するため、基本方針に基づき展開する取り組みを体系化し、以下に示します。



1 基本施策

1. 1 住民及び事業者と行政の協働した取り組みの推進

1) 協働のしくみ

ごみの減量・資源化を推進するため、住民・事業者・行政の役割を明確にし、区や自治会、環境美化推進員との協働による適正な排出と分別徹底の推進を図るためさまざまな取り組みを実施します。

2) 環境美化の取り組み

まちからごみのポイ捨てや犬のふんの放置と不法投棄をなくすためには、1人ひとりのモラルの向上が必要です。また、住民・事業者・行政が一体となってその地域にごみを捨てにくい環境づくりに取り組んでいくことが大切です。

この取り組みについては、重点取り組みの一つに位置付け、推進していきます。

3) 人材育成のための取り組み

①情報提供の充実

行政が実施しようとしている施策や仕組みを広報紙やホームページ等で公表し、住民・事業者・行政が一体となって取り組む信頼関係を構築します。

②パートナーシップづくり

住民・事業者・行政それぞれが、環境に関する課題や目標を共有するため、ごみ減量やリサイクルに関する環境学習会や出前講座を開催します。

また、長年ごみ減量や環境美化に取り組んでいる団体や個人については、その業績をたたえ「環境美化表彰」を行います。

③体験型学習機会の拡充

整備組合やごみ収集業者等の見学会を通してごみの現状を理解します。また、ごみ減量行動への参加や公園、河川の清掃など体験活動の機会の拡充に努めます。

◎住民及び事業者と行政の協働した取り組みの推進

《三者の主な取り組み》

住 民

- ・ 施策や仕組みへの参加協力
- ・ 環境学習会、出前講座への参加
- ・ 体験型学習への参加

事 業 者



- ・ 施策や仕組みへの参加協力

行 政

- ・ 区自治会・事業者との協働の推進
- ・ 施策や仕組みの情報提供
- ・ 優良活動や率先活動に対する表彰制度の拡充
- ・ 環境学習会、出前講座の開催
- ・ 体験型学習機会の拡充



1. 2 ごみを発生させない（リデュース）取り組みの推進

1) 消費活動での啓発誘導

日頃の消費活動のなかで、ごみとなるものをできるだけ家に持ち込まないようになるとともに、ものを長く大切に使う生活を定着させるための啓発誘導を実施します。

2) 家庭系ごみのさらなる減量

①適正排出・分別の徹底促進

家庭系ごみの減量・資源化を推進するため、区・自治会や環境美化推進員など地域との協働により、適正な排出・分別の徹底を図ります。特に、可燃ごみに占める割合が比較的高い紙類や、不燃ごみに占める割合が高いプラスチック類について、重点的に分別指導を実施します。

②イベントなどを利用した啓発

イベントなどを利用し啓発を行うことにより、ごみ問題への意識の向上を促していきます。特に、生ごみ・紙類の資源化等、重点的に推進すべき取り組みについて、効果的な啓発を実施します。

また、イベント時でのリユース食器の活用等により、参加者の意識向上及び利用者の拡大を図っていきます。

3) 事業系ごみのさらなる減量

①事業者への啓発・指導

事業系ごみの適正化を図るため、事業系ごみの実態を把握し、排出事業者処理責任を基本に適正な分別、運搬に向けた啓発・指導を実施します。

②事業者におけるごみ減量の促進

製造段階では、資源の使用抑制や、できる限りごみを出さない活動と、販売段階では、過剰包装をしない、ばら売りをするといった事業活動を促進します。

4) 家庭系ごみ処理有料化の取り組み

ごみ処理有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化と、ごみの減量化・資源化への意識づけにつながることから、ごみ処理有料化の取り組みを継続します。

5) ごみの減量・資源化に向けた意識の高揚と行動の促進

住民及び事業者全体の意識の底上げのためには、啓発や分別指導について、これまでのような広く全体に行うだけでなく、対象を絞り指導を行うことが必要であり、ごみの排出状況に応じた細やかな対応を行います。

この取り組みについては、重点取り組みの一つに位置付け、推進していきます。

◎ごみを発生させない（リデュース）取り組みの推進

《三者の主な取り組み》

住 民

- ・適正な排出・分別の徹底
- ・不要な包装の辞退
- ・詰め替えや繰り返し使用できる製品の購入
- ・マイバックやマイ箸、マイボトル等の利用
- ・環境に配慮した商品の購入
- ・飲食店における食べ切り運動の推進
- ・食品の買いすぎ・作りすぎの防止
- ・ごみ処理有料化の理解と協力

事 業 所

- ・マイバック持参運動への協力
- ・販売店での簡易包装の推進
- ・飲食店における食べ切り運動の推進
- ・ばら売り、量り売りの普及
- ・生ごみ再資源化の取り組み
- ・食品ロスを減らす取り組み

行 政

- ・イベント等を利用した啓発の実施
- ・事業者への訪問指導の拡大
- ・包装容器廃棄物の削減
- ・環境物品等の利用促進
- ・ごみ処理有料化の取り組み

1. 3 住民及び事業者によるリユース・リサイクルの促進

1) リユース（再使用）の推進

①仕組みづくり

民間のリサイクルショップ、古書店、古着屋など、既存の再使用ルート
の情報を提供します。

②フリーマーケットの利用促進のための情報提供

フリーマーケットをリユース（再使用）に関する情報提供や意識啓発
の場として活用します。

③リターナブル容器の使用促進

製品を提供するため繰り返し使用できるリターナブル容器の使用促進
を図ります。

2) リサイクル（再生利用）の推進

①分別の徹底

分別方法やリサイクル等についてパンフレットやホームページで情報
提供を行い、分別意識の向上を図ります。

②集団回収活動の活性化

集団回収は、地域における自主的な資源化の取り組みであり、再生利
用化の点で有効であるばかりでなく、地域のコミュニティ育成や環境学
習の場としても役立つことから、報償金の交付により活動団体の支援を
継続していきます。

3) 生ごみの減量・資源化の地域特性に応じた取り組み

可燃ごみに占める割合が高い生ごみについて、まずは発生抑制と減量に努
め、次に、資源化を行うことが重要です。そこで、住民及び事業者が市街地
やそれ以外、居住環境それぞれに合った取り組みを実施することにより、減
量・資源化が推進されます。

この取り組みについては、重点取り組みの一つに位置付け推進していきま
す。

4) 廃食用油資源化事業の取り組み

調理後に廃棄される使用済み天ぷら油をバイオディーゼル燃料として再
生し、地球温暖化対策や地域における循環型社会の構築に貢献していきま
す。

5) 小型家電・金属類等の資源化の促進

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部
分が回収されずに廃棄されています。使用済小型電子機器等の再資源化を促
進するため、近隣市町村および整備組合と連携し適正な処理・再資源化を促
進します。

◎住民及び事業者によるリユース・リサイクルの促進

《三者の主な取り組み》

住 民

- ・フリーマーケットやリサイクルショップ等の積極的な利用
- ・子ども会等による資源物の集団回収の実施、協力
- ・生ごみ処理機、ダンボールコンポスト等の利用
- ・リターナブルびん等の利用



事 業 者

- ・再使用可能な容器を使った商品の販売（リターナブル容器）
- ・リサイクルショップの運営
- ・食品リサイクル法による生ごみの資源化



行 政

- ・フリーマーケット、リサイクルショップの情報提供
- ・資源物の集団回収の促進
- ・生ごみの減量・資源化のための支援
- ・生ごみ処理機、ダンボールコンポスト等の普及拡大



1. 4 安全・安心で安定・継続したごみ処理の確立

1) 排出・収集運搬体制

①ごみの分別及び排出方法

ごみの排出については、分別品目を定め、ごみ排出ルールを明確にし、住民の協力を得ながら地域と連携して、啓発・指導に取り組んでいきます。

■家庭系ごみの収集体制一覧（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに分類）

分別区分		収集区分	収集回数	排出方法	運搬先		最終処分
燃やせるごみ (可燃物)		委託 直接搬入	2回/週	①指定袋 ②指定シール ③直接搬入	環境センタ ー	焼却後	最終処分 場
燃やせないごみ (不燃物)		委託 直接搬入	2回/月	①指定袋 ②指定シール ③直接搬入		破碎・ 選別	最終処分 場 業者売却
粗大ごみ		委託 直接搬入	1回/年 随時	単体(分別)	委託業者	選別	業者売却
資源 ごみ	アルミ缶	委託	2回/月	単体(分別)	委託業者	中間業 者へ売 却	再生工場 製紙工場 など
	スチール缶						
	新聞						
	雑誌・広告						
	雑紙						
	ダンボール						
	紙パック						
	古布(木綿)						
	てんぷら廃食 油	委託	1回/月	単体(分別)	委託業者	精製	再利用
	空き瓶(無色・ 茶色・その他)	委託	2回/月	単体(分別)	委託業者	選別 後、環 境セン ター	再生工場
	ペットボトル						
	プラスチック 製包装容器						
	集団回収(資源 物)	自己搬入	随時	単体	分別業者	選別・ 梱包	業者売却

■事業系ごみは許可業者により集められ、環境センターに搬入されている。

別区分	収集区分	収集回 数	排出方法	運搬先		最終処分
燃やせるごみ	許可業者	随時	中身の見える袋	環境センター	焼却後	最終処分場
燃やせるごみ以 外	許可業者	随時	単体	環境センター	破碎・ 選別	最終処分場 業者売却

②効率的な収集運搬体制と住民サービスの向上

ごみの収集運搬体制については、町で行わなければならない家庭からのごみは、委託業者により収集運搬し整備組合へ搬入します。事業系ごみは、事業者自ら許可業者へ委託するか事業者自らによる直接搬入とし、整備組合において処分手数料を徴収します。

また、高齢化の進展に伴いごみを出すことが困難な一人暮らし高齢者が増えてくることから、一人暮らし高齢者を対象とした、ごみ・資源物の戸別収集事業の充実を図り、併せて安否確認を行うことで住民サービスの向上を促進します。

③ごみ集積所の管理責任

ごみ集積所は各区・自治会で管理します。

④適正処理困難物への対応

町で収集困難な廃棄物については、引き取り可能な施設等を調査したうえで、その排出方法についての指示を広報・パンフレット等で明らかにします。

2) 一般廃棄物処理業の許可

①許可基準

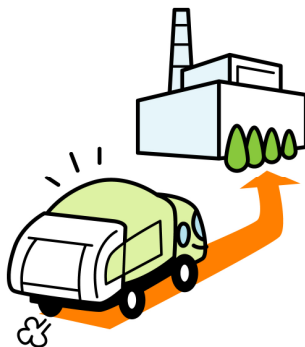
事業系ごみの収集運搬は許可制により実施しますが、ごみの排出量が今後急激に増加することは予想されないため、現在の許可業者で充分に対応できる体制にあります。したがって新たな許可は、ごみ減量のための技術導入など、特色ある計画の具体性などを考慮した上で対応します。

3) 中間処理及び最終処分の取り組み（整備組合との連携）

ごみの中間処理及び最終処分について、現在、会津坂下町が加盟している整備組合において、構成市町村から排出されるごみを含めて適正に処分されています。今後も整備組合と連携を図りながら、将来にわたり安定した継続的なごみ処理を第一に考え処理を進めていきます。

なお、川ざらい汚泥の最終処分については、整備組合や関係市町村との情報交換を通して適正な処分を進めてまいります。

この取り組みについては、重点取り組みの一つに位置付け推進していきます。



◎安全・安心で安定・継続したごみ処理の確立
《三者の主な取り組み》

住 民

- ・ごみ分別の徹底と排出ルールへの順守
- ・ごみ集積所の管理



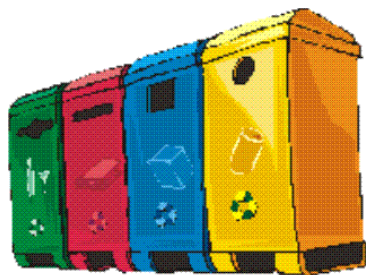
事 業 者

- ・安心で安定したごみ収集運搬の実施



行 政

- ・分別品目と排出ルールの策定、啓発・指導
- ・一人暮らし高齢者ごみ処理の支援
- ・安全安心で安定継続したごみ処理施設の運営



2 重点施策

- 重点取り組み1 環境美化の取り組み
- 重点取り組み2 ごみの減量・資源化に向けた意識の高揚と行動の促進
- 重点取り組み3 生ごみの減量・資源化の地域特性に応じた取り組み
- 重点取り組み4 中間処理及び最終処分の取り組み（整備組合との連携）

2. 1 環境美化の取り組み

自主的な美化活動の支援や啓発活動を実施し、全ての住民が率先して美化活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。

1) アダプトプログラムの活用

- ①アダプトプログラムを活用した花の植栽や行政区における花いっぱい運動、地域清掃活動等により、自主的な美化活動の広がりを推進します。

2) 環境美化の推進

①環境美化推進員の活用

区・自治会が主体となり環境美化推進員と連携を図りながら、自主的な地域美化活動などの輪が広がるよう制度の充実を図ります。

【環境美化推進員の役割】

- ・ごみ分別容器を設置します。
- ・ごみ排出現場において、排出者と直接コミュニケーションを図り指導します。
- ・区自治会と連携し地域美化活動の中心的な役割を担います。

②ごみのポイ捨て、犬のふん放置対策

- ・広報紙やホームページ等を通して、飼い主責任において回収し持ち帰ることを定期的に周知しマナーの徹底を図ります。
- ・防止看板を設置し意識の醸成を図ります。
- ・悪質な飼い主に対しては、罰則も含め厳正な指導を行います。

③不法投棄対策

- ・不法投棄パトロールによる定期的な監視や清掃を実施します。
- ・不法投棄防止看板の設置により、不法投棄されない環境づくりを推進します。
- ・不法投棄の事前防止のため、地区の環境美化推進員と連携した監視・指導体制の強化を図ります。
- ・建設会社やタクシー業界、日本郵便(株)等との不法投棄通報体制を構築し、未然防止と早期発見を促進します。



2. 2ごみの減量・資源化に向けた意識の高揚と行動の促進

ごみの減量・資源化に取り組めていない住民及び事業者への積極的な働きかけを行うことによる意識の底上げが重要で、啓発や分別指導等についてはこれまでのように広く全体に行うだけでなく、対象を絞り指導等を実施することで、より効果的なものとなるよう工夫が必要です。

そのため、情報提供や啓発の充実、ごみの減量・資源化の取り組み状況に応じた細やかな対応を行い、住民及び事業者の自主的な行動を効果的に推進していきます。

1) 情報提供・啓発の充実

住民及び事業者の関心を高め積極的に取り組めるよう広報紙やホームページを活用し情報提供や啓発を実施していきます。

2) 家庭系ごみの排出状況に応じた個別指導

家庭系ごみの更なる減量のため、ごみの減量・資源化に取り組めていない住民に対して訪問指導を行い、重点的な情報の提供と啓発活動を実施します。

3) 事業系ごみの分別に対する啓発・指導の徹底

事業系ごみの更なる減量のため、ごみの分別と資源化の重要性を認識するための情報の提供と啓発活動を実施します。



2. 3生ごみの減量・資源化の地域特性に応じた取り組み

可燃ごみに占める割合が高い生ごみについて、まずは食品ロスを減らす取り組みと排出時の水切りに重点を置いたキャンペーンや啓発活動などに積極的に取り組んでいきます。

また、生ごみは腐敗しやすく保管しにくいなどの特徴があり、全世帯一律の資源化への取り組みは難しいため、住居形態や地域特性に応じた資源化策が重要と考え、コンポストの普及拡大や大型生ごみ処理機の貸し出しなどの取り組みを推進していきます。

これら生ごみの減量・資源化のための取り組みにより、収集時の運搬効率の向上と、可燃ごみ全体の減量につながっていきます。

1) 家庭・地域における生ごみの減量・資源化

発生抑制

方針1 家庭における生ごみの発生抑制の促進

- ①収集カレンダーや広報等による発生抑制・分別等の徹底
- ②販売店等でのばら売りや量り売りの働きかけと住民への情報提供
- ③無駄の出ない消費行動等の促進
- ④食べ残しをしない意識の啓発

方針2 家庭における生ごみの水切りによる減量の促進

- ①水切り方法の情報提供
- ②ひと絞りなどの水切りキャンペーンの実施
- ③水切り用具の使用状況調査の実施
- ④ごみ収集時における啓発の実施



資源化

方針1 家庭における生ごみの資源化の促進

- ①生ごみ処理機の利用拡大と補助制度のPR
- ②処理機購入後の使用状況調査や利用者へのアドバイスの実施
- ③ダンボールコンポストの普及拡大

方針2 地域特性に応じた生ごみ資源の促進

- ①地域や集合住宅への大型生ごみ処理機等の設置検討

方針3 生ごみ資源（肥料）の有効活用

- ①家庭菜園や公園等の花壇での利用拡大を図り生ごみリサイクルを促進します。



2) 事業所における生ごみの減量・資源化

発生抑制

方針1 事業所における生ごみの発生抑制の促進

- ①訪問指導による啓発
- ②食品リサイクル法で設定された発生抑制の目標値の情報提供

資源化

方針1 事業所における生ごみの資源化の促進

- ①食品リサイクル法による生ごみ資源化の促進

2. 4中間処理及び最終処分の取り組み（整備組合との連携）

整備組合が運営しているごみ焼却処理施設は稼働から長年経過し老朽化が進んでいることから、環境にやさしい新たな処理施設として平成34年度の供用開始を目標に建て替え計画を進めております

1) 整備組合における処分方法

- ①可燃ごみは焼却施設により焼却します。
- ②不燃ごみは破砕処理施設により機械分別した後、リサイクル可能なものは資源化し、再資源化不可能なものについては最終処分します。
- ③分別収集により収集した資源ごみは、リサイクルセンターへ搬入し再資源化可能なもののみ再資源化業者へ引き渡しを行います。
- ④焼却残渣及び不燃残渣は最終処分場へ埋め立てを行います。

2) 安定・継続したごみ処理体制の確保

本町においても整備組合の一構成員として、広域市町村の中で安全・安心な処理施設の建て替えと、安定継続したごみ処理体制の確保について十分な検討をしていきます。

- ①大規模災害に備えた連携体制と処理システムの構築
- ②焼却の際に発生する熱を効率的に利用したごみ発電により、エネルギーの有効利用の促進。
- ③小型家電や金属類等の資源化の促進
- ④川ざらい汚泥の適正な処分
- ⑤新たなごみ処理施設建設のため確実な基金への積立



第5章 計画の推進

1 計画の周知と組織体制

循環型社会を構築するために、住民及び事業者と行政がお互いに理解し合い、自らの役割を十分に認識し、信頼関係を築き支援・協力・連携して進めていきます。

そこで、概要版を作成し周知するとともに、ホームページ上で積極的な情報発信に努めます。また、計画の担い手となる区・自治会や環境美化推進員へ周知し、意見交換を進めていきます。

★保健委員会及び環境美化推進員会

保健委員及び環境美化推進員の学習や意見交換の場を提供し、町全体の環境美化活動につながるよう努めます。

★会津坂下町廃棄物減量等推進審議会

計画の推進にあたり、多方面にわたる専門的な知識や判断が必要な場合、また、計画の見直しを行う場合などは、諮問し意見を求めます。

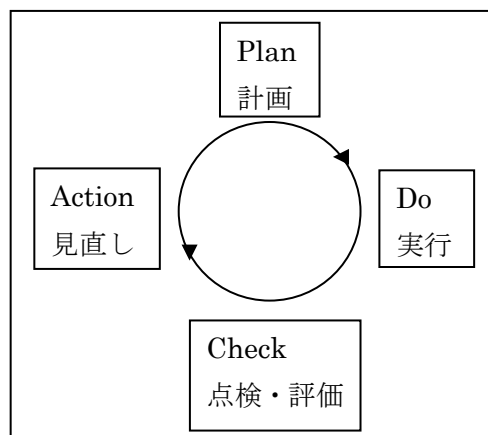
2 計画の進行管理

計画に掲げる施策を着実に実施するために、各年度の具体的な取り組みについて、町の実施計画に反映し、計画的かつ効率的に実施します。そのため、これまで掲げた施策や事業をより実効性のあるものとするためPDCAサイクルを十分に活用していきます。

また、進捗状況は、毎年度ごみ実績など町のホームページや広報等などを通して公表していきます。

計画の見直しについては、社会経済状況の変化や新たな環境問題の発生、計画の進捗状況などに応じ、計画改定の必要性が生じた場合には随時見直しすることとします。

本計画は、計画期間の中間年度にあたる平成32年度を目途に行います。また、必要に応じ会津坂下町廃棄物減量等推進審議会に諮問します。



3 国、県及び周辺市町村との連携

本計画の推進のために、住民及び事業者と行政の協働に加え、本町だけでは処理しきれない問題について、国、県及び周辺市町村等と連携を図ります。

イラスト：環境省、経済産業省より

本文で使用、もしくは関係した用語の意味について、50音順で解説する。

ア 行

○会津坂下町ごみ処理実施計画

この計画は、廃棄物及び清掃に関する法律第6条に基づく、住民及び事業者から排出される一般廃棄物の排出抑制及び適正な分別収集、資源の再利用、中間処理をするため毎年度具体的な計画を定めたものです。

○会津坂下町分別収集計画

この計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて、一般廃棄物のおおむねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、住民、事業者、行政が一体となって取り組むことを目的とした計画です。

○会津坂下町生活排水処理基本計画

この計画は、生活排水対策の基本として適正利用と適正処理における普及啓発と、処理施設の整備を重要課題とし、公共下水道整備事業、農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置整備事業を連動し、効率的な対策の実現化と推進を図ることを目的とした計画です。

○会津若松地方広域市町村圏整備組合

地方自治法第284条第2項に基づき設立された一部事務組合で、ごみ・し尿の処理施設の設置、管理運営を行っています。平成27年4月1日現在、1市7町2村から構成され、処理人口は189,241人、世帯数は70,846世帯となっており、また、処理区域面積は、約1,992.31平方キロメートルに達します。以下、整備組合と同語。

○アダプトプログラム

公共施設である道路や公園・緑地の一定区域を養子に見立て、住民や企業が「里親」になり、引き受けた区域で、清掃や植栽の管理を担ってもらおうという、新しい発想のボランティア活動です。里親の地道な活動を勇気づけるため、団体名の入った看板を掲げます。この看板がポイ捨ての抑止力になり、「自分の町は自分できれいにする」という住民の地域への帰属意識の向上という効果も期待されます。

○一般廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の汚物又は不要な物であって、固形状又は液状のものとされています。このうち、事業活動に伴って生じた廃棄物で燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類やその他政令で定める廃棄物のことを産業廃棄物といい、それ以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。廃棄物処理法において、市町村は区域内の一般廃棄物の処理責任を規定されています。

○EMバケツ

生ごみをEMぼかしと混ぜ密閉保存できる生ごみたい肥づくりの専用バケツのことです。

○OEMぼかし

有機物(米ぬか・油かす・魚かすなど)を発酵させた資材

カ行

○家庭系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物です。

○家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」のことをいいます。一般家庭や事務所から排出された家庭用電化製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

○環境美化推進員

会津坂下町環境美化推進員設置要綱により100名が委嘱されています。地域住民への啓発、分別や適正な排出の指導など、廃棄物の減量及び適正な処理のための町の施策への協力その他の活動を行っています。

○協働

町、住民、事業者など複数の異なる主体が、共通の目標のもとに合意と継続的で対等な共同関係を形成するとともに、それぞれがもつ能力や資源を提供し合うことによって、単独の主体で行うよりもよい効果を生み出すことをいいます。

○グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」のことをいい、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持ちます。平成13年4月から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけられるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求められています。

○建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことをいいます。コンクリートをはじめ、アスファルトや木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務付けています。

○コーホート要因法

「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(社会増減)という2つの「人口変動要因」についてそれぞれ将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

○小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」のことをいいます。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている有用金属等の再資源化を促進す

る法律です。廃棄物の適正な処理及び資源の有効な資源の確保と生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されました。

○ごみの有料化

ごみ総量が減少しない現状及びその処分経費の問題に有効な手法として考えられ、全国的に取り入れられるようになっていきます。有料化が実施されると、多くの方がごみの減量に取り組むことが予想され、また、減量化に努めることは、ごみを出すことにより、どれだけ環境に負荷を与えてきたかを知るきっかけにもなります。

○ごみ処理計画策定指針

市町村が廃棄物処理法第6条第1項に規定されている一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、ごみ処理に関する基本的な事項について定めた指針のことで、環境保全の重要性や市町村の処理責任の性格等、ごみ処理基本計画の策定及び運用にあたっての重要事項が示されています。

○ごみ発電

ごみ焼却場に発電施設を設けて、ごみを燃やした熱で発電するものです。ごみ発電は、焼却のみでは無駄に捨てられるエネルギーを回収し、一般の発電所の発電量の一部を肩代わりするもので、結果的に地球温暖化ガスである二酸化炭素をも削減します。

サ 行

○最終処分場

整備組合におけるごみの最終処分地を、磐梯町にある沼平第2最終処分場としています。平成15年10月に搬入が開始された。埋立容積は151,480立方メートルで、平成33年度途中で埋め立て終了が見込まれます。次期最終処分場については、関係自治体と協議中であり、ます。

○再使用(リユース)

使い捨てず、繰り返し使用することです。具体的には、

- (1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施したうえで再び別のユーザーが使用する「製品リユース」、
- (2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、
- (3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施したうえで再度使用する「部品リユース」などがあります。

○再生利用

「再生利用」は物を一旦原材料に戻して利用すること。古紙、古布など元の形態に近い状態で再生する物や、ワンウェイびん、PETボトルなど他の材料に再生する物があります。

○食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のことをいいます。食品の製造や販売業者、レストランなど食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について、飼料や肥料などへの再資源化を進めています。

○3R(スリーアール)

廃棄物の再生抑制(リデュース:Reduce, 廃棄物の発生自体を抑制すること)、再使用(リユース:Reuse, 使い捨てせず、繰り返し使用すること)、再資源化・再生利用(リサイクル:Recycle, 廃棄物等を再利用すること)の3つの頭文字をとって3Rといえます。

○事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条によれば、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければなりません。

○資源物

市町村が収集する廃棄物のうち、再利用を目的として分別して収集する物、または、廃棄物のうち再利用可能な物をいいます。

○資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」のことをいいます。資源の有効利用を促進するための法律で、自動車やパソコンなど14種類の製品について、使用済み部品を新製品に組み込んで再使用することや、余計な部品を使わない省資源化設計の採用をメーカーに義務付けています。

○自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」のことをいいます。使用済自動車(廃車)から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るための法律です。

○収集運搬許可業者

本計画では「一般廃棄物収集運搬業許可業者」を指します。会津坂下町廃棄物の減量及び処理に関する条例に基づき、事業系ごみの収集運搬を行う者は町の許可が必要です。

○収集運搬委託業者

家庭から排出される廃棄物の収集運搬業務は、本来、町が行わなくてはなりませんが、この業務を町に代って委託を受けている事業者のことをいいます。

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会」としています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、①廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、②個別の廃棄物・リサイクル関係法令の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものです。

○使用済小型電子機器等の再資源化促進に関する法律

略称を「小型家電リサイクル法」といい、平成25年4月に完全施行されました。

○その他プラスチック製容器包装

「容器」とは商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり、使ったりした後、不要になるプラスチック製の容器や包装をいいます。平成12年4月から容器包装リサイクル法の対象となり、平成13年4月からは資源有効利用促進法により、分別収集促進のための識別表示が製造事業者等に義務付けられました。

タ 行

○第一次会津坂下町ごみ処理基本計画

この計画は、町の廃棄物行政の基本的な方向を示すもので、平成16年に「循環型の住みよい環境づくり」～ごみゼロばんげ～を目指し、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rを主体として様々な施策に取り組んでいくための指針として策定しました。

○第二次会津坂下町ごみ処理基本計画

この計画は、平成16年に策定した第1次ごみ処理基本計画の基本方針や施策等を継承し、更なるごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rと適正処理の徹底により「循環型の住みよい環境づくり」～ごみゼロばんげ～の実現を目指して平成27年に改訂を行ったものです。

○第3次循環型社会形成推進基本計画

この計画は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、平成12年に公布された循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会形成推進基本計画が策定され、社会情勢の様々な変化に的確に対処するため、環境保全を前提とし、3Rの推進などを実行していくために、平成25年に策定されました。

○第4次環境基本計画

この計画は、環境基本法に基づいて定められ、平成6年、平成12年、平成18年に続く第4次の計画で、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、住民をはじめ、多様な主体に期待する役割について示しています。

○第五次会津坂下町振興計画後期計画

平成27年度策定。会津坂下町が実施していく主な施策の内容を定めるものであり、平成31年度を目標年度として住民・事業所・行政が協働するしくみ、役割を明確にした計画です。

○ダンボールコンポスト

ダンボール箱を利用した生ごみ処理容器のこと。土壌改良剤としてもみ殻やココピートなどを使用することで、微生物の働きを促し、生ごみを発酵分解します。生ごみは投入してから3ヶ月から4ヶ月ほどで分解され、分解されたものは堆肥として利用することができます。

○中間処理

廃棄物の収集後、破碎・選別、焼却、切断、圧縮、堆肥化等の処理を加え、ごみを減量または減容化すること、もしくは資源物を選別することをいいます。

○地球温暖化対策

日常生活で身近にできることとして、節電、節水、マイカーの利用抑制、エコドライブ(1. 無駄なアイドリングをやめる。2. 法定速度を守る。3. タイヤの空気圧を適正にする。4. 無駄な荷物を積まない。5. 空ぶかしは、やめる。6. 急発進・急加速・急停止の抑制。)などがあげられます。

○出前講座

公民館等が自らの施設以外の場所に出向いて自主講座を開催するといういわゆる移動講座です。住民の皆様の自発的な生涯学習活動を支援するため、役所がかかわっている仕事を学習メニューとして取りそろえ、職員が講師として希望者のために「出前」をする講座です。

ナ 行

○生ごみ処理機器

生ごみを自家処理するための器具で、大別して以下の3種類があります。

- (1)コンポスト容器…土中に本体の一部を埋め込み、生ごみを堆肥化する容器。
- (2)菌体を利用した生ごみ処理容器…土を必要とせず屋内等で利用できる容器で、嫌気性微生物によって生ごみを土壌還元するための一次処理を行う容器。
- (3)電動型生ごみ処理機…手動又は電動により攪拌、加熱し、微生物による生ごみの分解、消滅、堆肥化を行う機械。又は加熱し、乾燥することにより生ごみを減量化する機械。粉碎のみを行うもの(いわゆるディスポーザー)はこれに含まない。

ハ 行

○廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第5条の5、会津坂下町廃棄物減量等推進審議会条例に基づき設置される町長の附属機関です。廃棄物処理の基本方針、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等廃棄物の減量に関する事項につき、町長の諮問に応じ調査審議のうえ、答申します。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

排出される廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに分類し、それぞれを適正処理する枠組みを規定しています。特に一般廃棄物については市町村が処理責任を負うものとされており、また処理の枠組みを定めていることから、市町村の廃棄物行政にとって基本的な法律であります。

○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことをいいます。廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

○廃棄物処理法の基本方針の変更

平成22年に、廃棄物排出量の高止まり、不法投棄を始めとする不適正処理等の問題、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応のため、低炭素社会との統合の観点にも配慮し、循環型社会への更なる対応を図る必要から基本方針の変更が行われました。

○発生抑制(リデュース)

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先されます。リデュースのためには、原材料の効率的な利用、使い捨て商品の製造販売の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物購入しない過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要です。

○排出者責任

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方です。この考え方の根本は、汚染者負担の原則にあります。

○バイオディーゼル

菜種油、ひまわり油、大豆油、コーン油などを原材料として、動粘度を軽油の2倍程度まで下げた液体燃料のことです。

○PDCAサイクル

Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(点検)⇒Action(見直し)、という一連の流れの継続作業を行うことで、常に向上を図ろうとするものです。

○保健委員

保健委員設置条例により駐在員(区長・自治会長)がその職につくことを定められており、町保健衛生行政の指導連絡機関としての任務があります。

○容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律のことをいいます。市町村のみが全面的に容器包装ごみの処理責任を担うという従来の考え方を改め、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担のもとでリサイクルを推進しようとするものです。

平成9年度にガラス製容器とペットボトル、飲料用紙パック等を対象として施行され、平成12年度からはこれに加えて、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装及び飲料用以外の紙製容器包装を新たに対象とするとともに、対象も拡大されました。

○リサイクル

廃棄物等を再利用することです。原材料として再利用する再生利用(再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル(熱回収)があります。

○リサイクル率

総資源化率ともいい、収集や持ち込まれたごみのうちどれだけ資源化されたかの割合で
(資源分別回収等＋中間処理後の資源化＋資源集団回収)÷(収集ごみ＋持ち込みごみ＋資源分別回収等＋資源集団回収)×100で算出します。

○リユース食器

使い捨て容器に替えて導入された繰り返し洗って再使用(リユース)する食器のことをいいます。リユース食器はお祭りやコンサート、スポーツ観戦といったイベント会場で使われています。

○リサイクルセンター

整備組合で資源ごみのストックヤードとして整備されているものをいいます。

○リターナブル容器

繰り返し使用することを前提につくられた容器のことです。繰り返しの洗浄に耐えうる強度を持ち、洗浄しやすいデザインになっており、ビールびんや一升びんはリターナブルびんとして比較的多く流通しています。

●第2次会津坂下町ごみ処理基本計画策定経過

項目	開催時期	内容
第1回審議会	平成27年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2次会津坂下町ごみ処理基本計画策定に係る諮問 ■計画策定のスケジュールと趣旨及び現状の審議
第2回審議会	平成27年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ■第1次会津坂下町ごみ処理基本計画の評価と課題について審議 ■第2次会津坂下町ごみ処理基本計画の基本方針及び基本施策の審議
第3回審議会	平成27年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2次会津坂下町ごみ処理基本計画の将来人口推計及び将来ごみ量の推計について審議 ■第2次会津坂下町ごみ処理基本計画の基本施策及び重点施策の審議
第4回審議会	平成27年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2次会津坂下町ごみ処理基本計画の全体審議
第5回審議会	平成27年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2次会津坂下町ごみ処理基本計画の全体審議
答申	平成27年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2次会津坂下町ごみ処理基本計画の答申

●会津坂下町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(順不同/敬称略)

役 職	所属団体・役職等	氏 名
会 長	保健委員会 会長	山口 孝輝
副会長	坂下婦人会 会長	猪股 範子
委 員	環境美化推進員	鈴木 正人
//	保健推進委員会 会長	吉澤 愛子
//	会津坂下町商工会女性部 部長	佐藤 高子
//	会津坂下町建設業組合 組合長	佐藤 憲一
//	J A会津みどり坂下総合支店 支店長	福地 雅人
//	福島県産業廃棄物不法投棄監視員	小野 哲
//	食生活改善推進委員会 会長	酒井 育子
//	(株)あいづダストセンター営業部 部長	五十嵐洋一
//	NPO法人真桜会桜の家 理事長	菊地 洋子
//	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 管理係 主幹	永峯 正也